

# 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 3 条 第 1 項
処 分 の 概 要 : 古物商の許可
原権者(委任先) : 都道府県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第 4 条(許可の基準) 第 5 条 第 1 項(許可の手續) 古物営業法施行規則第 1 条(許可の申請) 第 2 条(古物の区分)
審 査 基 準 : 古物営業法第 4 条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 4 0 日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先 :
問 い 合 わ せ 先 :
備 考 :